【企業】

**鳥取県「地域協働型」インターンシップ受入要領**

１.申込について

鳥取県中小企業団体中央会（以下、「中央会」）が発行する、「受入企業登録用紙」にご記入のうえ、中央会へファックスまたは、メールにてご返送ください。

注※「受入企業登録用紙」は、中央会HP(http://www.chuokai-tottori.or.jp/)　中央会ホームページ・トップページ「鳥取県のインターンシップ情報」よりダウンロード可能です。

２.受入可否について

対象学生からのエントリシートを基にマッチングしご連絡差し上げます。対象学生が希望する内容、希望時期等を確認いただき、企業状況等も踏まえたうえでご検討ください。

３.受入決定について

　　エントリシートの内容を確認していただき、受入可否についてご連絡ください。受け入れ可能な場合は、受入先企業より実施計画書を作成していただき、中央会への提出をお願いします。（最終意思確認）

４.諸経費について

受入先企業の負担を軽減するため、下記経費を中央会で負担します。

傷害保険料及び賠償責任保険料

・インターンシップ中（自宅又は宿泊先と受入先企業との移動時を含む。）の傷害、事故等に備えて、傷害保険及びに賠償責任保険に加入します。企業の方のご負担も軽減するため万全の内容となっております。

　　学生受入に伴う事務経費等

・中央会は受入先企業に対し、学生受入に伴う受入事務経費等を支払うことができます。

５. インターンシップの実施について

　(1)「実習前」の書類について

インターンシップの円滑な実施を図るため、別紙様式に基づき受入先企業、所属学校等及び中央会の間で「覚書」を交わします。また、参加学生から「誓約書」の提出があります。その際「事前アンケート」にご協力お願いします。

　(2)「実習中」の書類について

　　インターンシップ実習中、「実習日誌」を提出させていただきますので、ご担当者からのアドバイスをお願いします。「実習日誌」は実習当日に学生が持参し、受入先企業にお渡ししますので、学生への指示をお願いします。

　(3)「実習後」の書類について

　　「実習評価票」「事後アンケート」の記入をお願いしています。ご協力お願いします。

(4)「実習前」「実習後」の研究会について

　　鳥取県「地域協働型インターンシップ」では、受け入れた学生の“育成”が企業のメリットにつながるインターンシップの定着・普及を目指して実習前と実習後に研究会を実施します。また、研究会を通じて、これまで鳥取県内のインターンシップにみられなかった受入企業間のネットワークを確立していきます。研究会への参加は任意ですが、ぜひ積極的な参加をお願いいたします。

６.問い合わせ先、書類等の提出先

ご不明な点などございましたら、こちらまでご連絡ください。

　　　　〒680-0845　鳥取県鳥取市富安１丁目９６番地

　　　　鳥取県中小企業団体中央会　県内企業魅力発見支援事業

連絡先（0857-26-6671）

　　　　　　担当：奥田（おくだ）　東部・中部企業担当　070-1875-6851

　　　　　　　　　森脇（もりわき）東部・中部企業担当　090-6432-3377

　　　　　　　　　熊沢（くまざわ）　　　西部企業担当　080-3056-9258

　　 http://www.chuokai-tottori.or.jp/（中央会HP）

　　　　　　e-mail:miryoku@chuokai-tottori.or.jp（代表）